

令和 7 年第 8 回米子市選挙管理委員会 日程

日 時 令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 1 0 時

場 所 米子市役所本庁舎 4 0 2 会議室

第 1 開会

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 議案第 2 5 号 米子市議会議員の任期満了による選挙の選挙期日について

議案第 2 6 号 令和 7 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

議案第 2 7 号 令和 7 年 9 月 1 日現在において在外選挙人名簿に登録すべき者の決定について

報告第 2 号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第 8、第 1 8 及び第 3 7 投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について）

報告第 3 号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第 4 2 投票区の投票管理者の解任及び選任について）

報告第 4 号 専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第 3 2 投票区の投票立会人の解任及び選任について）

第 4 その他

次回選挙管理委員会 令和 7 年 1 2 月 1 日 午前 1 0 時  
本庁舎 4 0 2 会議室

議案第 25 号

米子市議会議員の任期満了による選挙の選挙期日について

米子市議会議員の任期満了による選挙の選挙期日を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

選挙の期日 令和 8 年 6 月 21 日

議案第 26 号

令和 7 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録すべき者  
及び当該名簿から抹消すべき者の決定について

令和 7 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録すべき者及び当該名簿  
から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

別紙 1 及び別添簿冊のとおり

議案第 27 号

在外選挙人名簿に登録すべき者の決定について

在外選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

別紙 2 及び別添資料のとおり

## 報告第 2 号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第 8、第 18 及び第 37 投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 17 年米子市選挙管理委員会規程第 1 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

- 1 処 分 件 名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第 8、第 18 及び第 37 投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について
- 2 処分年月日 令和 7 年 7 月 11 日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第８、第１８及び第３７投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について、次のとおり専決処分する。

令和７年７月１１日

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第８、第１８及び第３７投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の選任について

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第８、第１８及び第３７投票区の投票管理者の職務を代理すべき者について、次のとおり選任する。

- １ 第８投票区投票管理者の職務を代理すべき者  
住 所 米子市上福原五丁目  
氏 名
- ２ 第１８投票区投票管理者の職務を代理すべき者  
住 所 米子市旗ヶ崎一丁目  
氏 名
- ３ 第３７投票区投票管理者の職務を代理すべき者  
住 所 米子市上福原三丁目  
氏 名

## 報告第 3 号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第 4 2 投票区の投票管理者の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成 1 7 年米子市選挙管理委員会規程第 1 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

- 1 処 分 件 名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第 4 2 投票区の投票管理者の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和 7 年 7 月 1 1 日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第４２投票区の投票管理者の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和７年７月１１日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第４２投票区の投票管理者の解任及び選任について

令和７年７月９日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」(令和７年議案第２３号)の第４２投票区の投票管理者について、次のとおり解任及び選任する。

### １ 解任する者

住 所 米子市淀江町佐陀  
氏 名

### ２ 選任する者

住 所 米子市上福原六丁目  
氏 名



## 報告第4号

専決処分について（参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第32投票区の投票立会人の解任及び選任について）

米子市選挙管理委員会規程（平成17年米子市選挙管理委員会規程第1号）第15条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを委員会に報告し、承認を求める。

令和7年9月1日 提出

米子市選挙管理委員会

委員長 入 澤 睦 美

- 1 処分件名 参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第32投票区の投票立会人の解任及び選任について
- 2 処分年月日 令和7年7月15日

## 専 決 処 分 書

米子市選挙管理委員会規程（平成１７年米子市選挙管理委員会規程第１号）第１５条第１項の規定により、参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第３２投票区の投票立会人の解任及び選任について、次のとおり専決処分する。

令和７年７月１５日

米子市選挙管理委員会  
委員長 入 澤 睦 美

参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における第３２投票区の投票立会人の解任及び選任について

令和７年７月９日米子市選挙管理委員会の議決を経た「参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における各投票区の投票立会人の選任について」（令和７年議案第２４号）の第３２投票区の投票管理者について、次のとおり解任及び選任する。

- 1 解任する者（午前）  
住 所 米子市上新印  
氏 名
- 2 解任する者（午後）  
住 所 米子市上新印  
氏 名
- 3 選任する者（午前）  
住 所 米子市上新印  
氏 名
- 4 選任する者（午後）  
住 所 米子市上新印

氏 名

別紙 1

令和7年9月1日定時登録の登録者及び抹消者は次のとおり

登 録 者

| 事 由 別    | 男   | 女   | 計   |
|----------|-----|-----|-----|
| 転入等      | 396 | 286 | 682 |
| 18才到達    | 81  | 86  | 167 |
| 転出（表示登録） | 23  | 8   | 31  |
| 計        | 500 | 380 | 880 |

抹 消 者

| 事 由 別 | 男   | 女   | 計     |
|-------|-----|-----|-------|
| 転出等   | 818 | 633 | 1,451 |
| 死亡    | 131 | 137 | 268   |
| 職権消除  | 0   | 0   | 0     |
| 計     | 949 | 770 | 1,719 |

令和7年9月1日定時登録選挙人名簿登録者数報告書

米子市選挙管理委員会  
令和7年9月登録日定時登録現在

| 区分 | 前回定時登録日<br>(R7.6.2)現在に<br>おける名簿登録<br>者数総数<br>(A) | (A)の登録に係る<br>補正登録者数<br>(B) | 選挙時登録者数<br>(C) | (C)登録に係る<br>補正登録者数<br>(D) | 随時抹消者数<br>(E) | 今回定時登録者数<br>(F) | 今回定時登録日(R7.9.1)<br>現在における名簿登録者総数<br>A+B+C+D-E+F<br>(G) | 備 考 |
|----|--------------------------------------------------|----------------------------|----------------|---------------------------|---------------|-----------------|--------------------------------------------------------|-----|
| 男  | 56,521                                           | 0                          | 546            | 0                         | 1,139         | 500             | 56,428                                                 |     |
| 女  | 63,348                                           | 0                          | 494            | 0                         | 923           | 380             | 63,299                                                 |     |
| 計  | 119,869                                          | 0                          | 1,040          | 0                         | 2,062         | 880             | 119,727                                                |     |

(別紙2)

在外選挙人名簿登録者数一覧

| 7月2日現在の登録者数<br>(A) |    |    | 今回登録された者の数<br>(B) |   |   | 今回抹消された者の数<br>(C) |   |   | 今回(9月1日現在)の登録者数<br>(A)+(B)-(C)=(D) |    |    |
|--------------------|----|----|-------------------|---|---|-------------------|---|---|------------------------------------|----|----|
| 男                  | 女  | 計  | 男                 | 女 | 計 | 男                 | 女 | 計 | 男                                  | 女  | 計  |
| 15                 | 40 | 55 | 1                 | 0 | 1 | 0                 | 0 | 0 | 16                                 | 40 | 56 |